

- ✓ **新規感染者数の減少傾向の継続**（人口10万人あたり1週間の第8波のピーク946.8人（12/19）→直近ではその4分の1以下）
- ✓ **病床使用率の減少傾向の継続**（第8波ピーク74.9%（1/6）→直近では30%台で推移）
- ✓ **一方、病床使用率や新規感染者数がレベル2の水準にとどまっていることや、季節性インフルエンザが全国では注意報レベルとなるとともに、本県でも増加傾向が継続しており、引き続き同時流行の状況等を注視する必要**

## 警戒度レベル2は維持

基本的な感染対策の徹底や救急外来等の適正利用等について県民・事業者呼びかけ

### マスクの着用について

本格的なウィズコロナの段階を迎えることとなり、**今後の感染対策については、季節性インフルエンザ等への対応と同様、行政が関与する仕組みから、個人の選択を尊重することを基本とする考え方へと段階的に転換していく必要**

＜2/10政府対策本部会議決定＞  
マスクの効果的な着用の場面を示した上で、3月13日から各個人の判断に委ねる

感染が落ち着きを見せてつつあることから、**本県においても、国と同様の対応をとることとする**

# 令和5年3月13日(月)からのマスクの着用について

R5.2.14  
栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症の感染経路は、せき、くしゃみ、会話等のときに排出される飛沫やエアロゾルの吸入、接触感染等と考えられており、基本的な感染対策(「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等)が重要です。

このうち、「マスクの着用」については、以下のマスクの着用を推奨する場面等を周知しつつ、個人の主体的な選択を尊重し、各個人の判断に委ねることを基本とします。

## マスクを着用する場面

【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

症状がある者、新型コロナ検査陽性の者、同居家族に陽性者がいる者は、周囲の方に感染を広げないため、外出を控える。通院等やむを得ず外出をする時には、人混みは避け、マスクを着用する。

## マスクの着用を推奨する場面

- ① 高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスクの着用が効果的な下記の場面
  - ・ 医療機関受診時
  - ・ 高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
  - ・ 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス(概ね全員の着席が可能であるもの(新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等)を除く。)に乗車する時(当面の取扱)
- ② 新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時
- ③ 高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者の勤務時

- ◎個人の主体的な判断を尊重し、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないようにしましょう。
- ◎事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されるものです。(各業界団体において、方針に沿って業種別ガイドラインの見直しが行われ、現場や利用者へ周知される予定です。)
- ◎保育所・認定こども園等において、2歳未満児についてはこれまで同様、2歳以上児についても、マスクの着用は求めません。あわせて、基礎疾患がある等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する子供や保護者に対しては、適切に配慮するとともに、換気の確保等の必要な対策を講じてください。

学校等における対応は別途

## 警戒度レベル2における対応

【区域】 栃木県全域

※要請内容の主な変更点は下線部

【期間】 令和5(2023)年2月15日(水)～

県民に対する協力要請 (特措法第24条第9項等)

- ワクチン接種者含め、基本的な感染対策(※)を徹底する。
- 都道府県をまたぐ移動は、基本的な感染対策(※)を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控える。
- 速やかにオミクロン株対応ワクチンの接種を受ける。
- 感染に不安のある場合には、無料検査を活用する。
- 65歳未満で軽症の重症化リスクが低いと考えられる者は、発熱外来の受診に代えて、「検査キット配布センター」の活用も検討する。
- 65歳未満の自己検査等による陽性者で重症化リスクが低く、軽症又は無症状の方は、「とちぎ健康フォローアップセンター」での陽性登録も検討する。
- 救急外来及び救急車は、適切に利用する。

※「「三つの密」の回避」、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」等  
(3月13日以降は「マスクの着用」については、個人の主体的な選択を尊重し、各個人の判断に委ねることを基本とする。  
「令和5年3月13日(月)からのマスクの着用について」(R5.2.14栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部)参照)

## 事業者に対する協力要請 (特措法第24条第9項等)

- **テレワーク、時差出勤、自転車通勤等、人との接触機会を低減する取組の継続・実施**
- **基本的な感染対策の徹底**
  - 手洗い・手指消毒、せきエチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用、 昼休みの時差取得、社員寮等の集団生活の場での対策
  - 「会話する＝マスクする」運動への参加 (3月12日まで)
  - 「居場所の切り替わり」(休憩室・更衣室・喫煙室等)への注意
- **人が集まる場所での感染対策の徹底**
  - 従業員への検査の勧奨・適切な換気・手指消毒設備の設置・入場者の整理、誘導・発熱者等の入場禁止
- **医療機関、高齢者施設、学校、保育所等における感染対策の徹底**
- **高齢者施設等における抗原検査キット等を活用した集中的検査の推進**
- **業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの徹底**
- **飲食店において十分な換気や、座席の間隔の確保又はパーティションの設置等**
- **重症化リスクのある労働者（高齢者、基礎疾患を有する者等）、妊娠している労働者及びそうした者が同居家族にいる者に対して、本人の申出に基づく在宅勤務（テレワーク）や時差出勤等の配慮**
- **「新型コロナ感染防止対策取組宣言」の実施**
- **事業継続計画(BCP)の点検・見直し及び策定**

## ●イベントの開催に関する協力要請【特措法第24条第9項】

### 【開催に必要な要件】

- ① 全てのイベントにおいて「イベント開催時における必要な感染防止策」を主催者が徹底すること。  
参加者もそれを十分理解するとともに、イベント前後の活動においても基本的な感染対策を徹底すること。
- ② イベントごとに「チェックリスト」又は「感染防止安全計画」を作成すること。
  - ・ **チェックリスト**：イベント主催者等が作成・HP等で公表する。（イベント終了日より1年間保管すること。）
  - ・ **感染防止安全計画**：イベント主催者等は作成の上、県所管課による確認を受け、HP等で公表。イベント終了後、結果報告書を提出。

### 【イベント開催にあたり必要な対応】

	チェックリストにより開催可能	感染防止安全計画により開催可能
収容定員あり	5,000人以下 又は 収容定員の50%以下	5,000人超 かつ 収容定員の50%超100%まで
収容定員なし	5,000人以下	5,000人超

※R5.1.28以降、大声の有無によるイベントの人数制限は廃止

イベントにおいても、**3月13日以降**、マスクの着用については、「着用は個人の判断に委ねることを基本とする」ことを踏まえ、**イベント主催者等が出演者や参加者等に対して、必ずしも「マスクの着用」を働きかける必要はない。ただし、イベント主催者等が感染対策上又は事業上の理由等により、出演者や参加者等にマスクの着用を求めることもできる。**（「チェックリスト」及び「感染防止安全計画」を改正）

## 県立学校における卒業式での対応

- 児童生徒及び教職員については、**式典全体を通じてマスクを外すことを基本**とする。ただし、様々な事情を有する児童生徒がいることから、**マスクの着脱を強いることがないよう配慮**する。
- 来賓や保護者等にはマスクの着用を求めるとともに**、座席間に触れ合わない程度の距離を確保する。
- 国歌・校歌等の斉唱や合唱など**複数の児童生徒が一斉に声を出す場合は、マスクの着用**など一定の感染症対策を講じた上で実施する。
- 発熱に限らず、咽頭痛や咳等、**普段と異なる症状のある者**については、卒業式への参加を控える。